

第1回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	平成26年1月10日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	名寄市公設卸売市場について他
出席委員	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤靖、山田典幸、上松直美				
委員外議員					
欠席委員					

議 題

経済部

- 1、名寄市公設地方卸売市場について

建設水道部

- 1、市道で発生した事故の専決処分について
- 2、名寄市営住宅管理条例施工規則の一部改正について
- 3、名寄市営住宅家賃未払いに対する小額訴訟について

公設卸売市場についての説明 (久保副市長)

指定卸売業者の倒産以降、市内買受人より市場の早期再開と、再開が困難な状況であれば青果物の安定的流通確保のため冷蔵施設の利用の要望があった。市としては、市内公共施設、社会施設も含めた食材の安定確保のため、緊急避難措置として本年3月末まで藤田生鮮に無償で冷蔵施設の利用をさせている。

藤田生鮮による市場の流通機能の肩代わりにより青果物の流通状況が、市場の業務停止前の状態に回復しつつある。

このような状況の下で、市は藤田生鮮に4月以降においても引き続き2～3年間、冷蔵施設を活用して頂き青果物について市場の流通機能の回復と安定的な流通の確保を図っていきたい。民間業者であることから電気料及び補修管理委託料など一部の費用は協議のうえ負担を願う予定。

農作物の作付けに向け心配をかけたが、出荷受け入れ時間に若干の制限はでるが従前同様の取り扱いをして頂ける。農作物の出荷、受入の詳細は関係団体と協議し整えたい。

質疑

問 北海道中央卸売市場条例の条文中で、貸付ができるとは謳っていないが、北海道として一部を貸し付けても良いという法的根拠をどう理解すれば良いのか。また、名寄市の卸売市場条例でも貸付について一切かかれていない。条例がストップするということは業務規則で謳われている衛生、安全、管理がどう確保されるのか、法的根拠と今後の運営に対する責任も含めてどう解釈しているのか。

答 公設市場条例では施設を貸す事は出来ないと解釈している、貸す根拠は地方自治法の首長の担当事務の中で対応させて頂きたいと考えている。

問 上位法でも貸すことが出来ないのであるから、条例を改正してでも、一部凍結してでも、一部条文を増やしてでも進める事が筋ではないのか。

答 市の条例は卸売市場法を基本に置いており卸売業でなければ北海道条例に基づく許可を受ける事は出来ない。条例の中に卸売業以外に貸し付けたり、条文を謳うこと事態が趣旨からすると疑義が生まれてくるのではないかと判断している。

暫定的な措置として地方自治法で一定の期間、対応して行きたいと言う考えにたっている。

問 北海道・市の条例に謳われていないにも拘らず、道は貸すことを認めたということで良いのか。

答 基本的な考え方として、貸付をすると言う考え方は現時点ではない。冷蔵庫の管理を共同管理と言う形で行えないか考えている。

問 代表者会議で共同管理と言う話が出ていたのか、共同管理と貸付とは全然違う。

答 表現の仕方が誤解を招いた、共同で管理すると言う事に改めさせて頂く、代表者会議での発言は管理の一部を担って頂くと言うことで、最後にお答えをした記憶している

問 生産農家は今年度の営農計画を策定し、出荷先等の計画もたてる時期にきている生産者に今後のスケジュールを早期に早期に示すべきと考えるが。

答 作付けを控えている方々に説明出来るよう早く整えたい。

報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之